

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社B管理事務所に勤務していたが、平成〇年〇月〇日に普通乗用車で出勤途中に、信号機のない丁字路交差点内で、右折進入してきた普通乗用車と衝突して負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、負傷後、Cクリニックに受診し「腰部挫傷（腰椎椎間板ヘルニア）」と診断され、その後、各医療機関で「頭部挫傷、頸部挫傷、外傷後頭痛」等の傷病名で療養を継続し、また、平成〇年〇月〇日にはD病院に転医し、「脳脊髄液漏出症」と診断されて治療を行い、同年〇月〇日に治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、医証や請求人の自訴等より、頭痛、めまい、腰部痛、下肢の痛み、しびれ等の神経症状であると認められる。

(2) 残存する神経症状について、各医師の意見等は、次のとおりである。

ア E医師は、平成○年○月○日付け診断書において、要旨、「知覚障害はないが、右下肢にしびれ感がある。腱反射正常、下肢に病的反射なし。下肢徒手筋力検査ですべて正常。前屈、後屈で痛みあり。」と述べている。

イ F医師は、平成○年○月○日付け診断書及び平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「交通事故後、頭痛あり。左目奥～前頭側頭部痛、横臥で消失。起座位で痛みを生じる。ブラッドパッチ施行後、頭痛はほとんど消失し、歩行退院。」と述べている。

なお、D病院脳神経外科外来診療録には、要旨、「天気が悪い時など頭痛を生じ、ロキソニンで消失する。仕事は普通にできる。」と記載されている。

ウ E医師は、平成○年○月○日付け意見書○において、要旨、頭痛及び腰痛・右股関節痛・右下肢知覚異常感が残存し、その程度は、通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの（障害等級第14級の9）と思料すると意見している。

エ 請求人は再審査請求の理由において、慢性的な頭痛を主張するが、一方で「残存する症状」と題する書面（平成○年○月○日労働基準監督署受付請求人作成）において、「頭痛については、慢性的な痛みは減少したが、完全に

痛くないとはいえない。ただし、痛み止め薬を飲むと痛みは止まる。気圧の変化が大きい時は、痛みが激しく座っているのも辛いため横になったりしている。痛み止めを飲むと多少改善する。」と述べており、前記各医証からも、頭痛の程度は比較的軽度なものであると推認される。

請求人は、頭痛のほか、めまい、腰部痛、下肢の痛み、しびれ等の神経症状を訴えているが、その程度についても軽度なものであり、E医師の「障害等級第14級の9」に該当する旨の意見は妥当なものであると判断され、障害等級第12級の12（通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの）に至るものではないと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。